

令和 4 年（2022 年）9 月 8 日

市町村

保育担当課長 様

子ども・子育て支援事業担当課長 様

長野県県民文化部こども若者局

こども・家庭課長

保育所等における児童(園児)のマスク着用に関する
保護者への説明について(依頼)

日頃から新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
保育所等における児童(園児)のマスク着用については、安全性や成長への影響の観点から、「2歳未満児にはマスク着用を推奨しない」「2歳以上児についても他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない」こと等を依頼したところです。(令和4年(2022年)5月27日付け4こ家第126号)

しかしながら、これまで複数の保護者の方から県に対して「子どもは体温が高いのでマスク着用時は息苦しさを感じているが、園ではマスクを着用するよう言われている」「遊んでいるうちにマスクがずれて危険だと思われるが、園ではマスクを着用するよう言われている」「マスクのゴムで耳のあたりがただれてしまうが、園ではマスクを着用するよう言われている」といったマスク着用による子どもの健康や安全性への不安や懸念の声が寄せられています。

保育所等の現場においては、感染防止対策として可能な範囲で一時的な児童のマスク着用を推奨する場面もあると考えますが、その際には保護者に対して丁寧に理由を御説明いただくとともに、保護者の意向に反して無理強いすることがないように、貴市町村管内の保育所等に対して周知いただくようお願いいたします。

《参考》「保育所等における児童のマスク着用について」(令和4年5月27日付け4こ家第126号)

1 基本的事項

- ・2歳未満児にはマスク着用を推奨しない。
- ・2歳以上児についても他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。
- ・ただし、同一クラス内で陽性者が発生している場合、体調不良者が複数いる場合は、可能な範囲で一時的に着用を奨める。

2 注意点

- ・マスクの着用は、保育士等の目の届く場面に限る。
- ・マスクを着用している間は、息苦しき、嘔吐、口腔内の異物の有無等の体調変化を随時確認する。
- ・午睡の際や、熱中症リスクが高いと考えられる場合、子どもが身体を動かすことの多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合には、マスクを外す。
- ・児童や保護者の意向に反してマスクの着脱を無理強いしない。

こども・家庭課

担当 柄沢 竜治(課長) 小川 貴 宮下 尚子(担当)

電話 026-235-7095 026-235-7098

FAX 026-235-7390 e-mail kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp